

熊谷市コミュニティポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 熊谷市コミュニティポイント事業は、熊谷市（以下「市」という。）が発行するコミュニティポイント（以下「クマポ」という。）の流通を通して、市内におけるボランティア活動や地域活動の推進を支援するとともに、コミュニティの活性化を図り、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「利用者」とは、クマポを利用した各種サービス（以下「利用者サービス」という。）を利用する者をいう。
- (2) 「付与対象団体」とは、クマポの付与対象となる団体をいう。
- (3) 「協力団体」とは、利用者がクマポを利用できる店舗等及び市が設置する公共施設等をいう。
- (4) 「利用者端末」とは、利用者サービスにおいて認証等に利用される利用者のスマートフォンその他の情報通信機器の総称をいう。
- (5) 「ポイント取引」とは、利用者が協力団体から物品、サービス等の商品又は役務（以下「商品等」という。）の提供を受けた場合等に、その対価としてクマポを渡す又は取得することをいう。

(クマポの表記方法)

第3条 クマポのポイントの表記については、次の例によることとする。

(例) 1ポイントを表記する場合 1クマポ

(クマポの発行者等)

第4条 クマポの発行及び管理は、市が行うものとする。

2 クマポの運用は、市が指定するLINEアプリを利用する。

(付与対象団体の要件)

第5条 付与対象団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものであって、市の登録を受けたものとする。

(1) 第1条の目的の達成に資する活動を公正かつ中立の立場で実施することができる団体であること。

(2) 定款、規約、会則等を有していること。

(3) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われていること。

(4) 次に掲げる活動のいずれかを行っていること

ア 特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる活動又はそれに類する活動

イ 前各号に掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化を図るための活動として重要な意義を有すると市長が認める団体

(付与対象活動等)

第6条 クマポは、付与対象団体が主催する次の各号に掲げる活動等に対し付与する。

(1) ボランティア活動及び地域活動

(2) 地域コミュニティの活性化に資するイベント

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、前項の活動が次の各号のいずれかに該当するときは、付与対象としない。

(1) 前項の活動等が、市から受け取った補助金、交付金、助成金、委託金又はこれらに類する金銭により運営するものであるとき。

(2) 前項の活動等につき、第三者から対価（交通費等実費弁済を除く。）を得るものであるとき。

(3) 活動時間が30分に満たないものであるとき。

(4) 営利活動、宗教活動及び政治活動であると認められるものであるとき。

(5) その他市長が適当でないとして認めるものであるとき。

(クマポの付与方法)

第7条 クマポは、前条の活動等を主催した付与対象団体（以下「主催団体」という。）の申請に基づき付与するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市は、次のいずれかの方法によりクマポを主催団体に代わって前条の活動等に参加した者に付与することができる。

(1) 前条に定める活動等を行った利用者が、利用者端末を用いて、市が指定する二次元コードを読み取る方法

(2) 前条に定める活動等を行った利用者に対して、市がシステムを介して配布する方法

3 前項の規定による付与があったときは、主催団体に対しクマポの付与があったものとみなす。

(クマポの有効期間)

第8条 クマポの有効期間は、クマポを最後に取得又は利用した日から365日間とする。

(クマポの利用等)

第9条 利用者は、次に掲げる行為にクマポを利用することができる。

(1) ポイント取引

(2) 市が指定する記念品の引換

(3) 利用者間の授受

(4) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が定めるもの

2 利用者は、クマポを現金に換金することはできないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる商品等はポイント取引の対象から除く。

(1) 出資、債務の弁済等の消費に当たるもの

(2) 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの

- (3) その他市長がクマポの利用として適当でないと認めるもの
(クマポの付与の条件)

第10条 市長は、クマポの付与の決定に当たっては、第1条に掲げた目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(協力団体の要件)

第11条 協力団体は、市内に営業所等を有する次のいずれにも該当しない者であって、市の登録を受けたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや、公序良俗に反する事業及び営業を行っている者
- (3) 熊谷市暴力団排除条例（平成25年熊谷市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員と関わる者
- (4) その他市長が協力団体として適当でないとして別に定めるもの
(付与対象団体及び協力団体の登録)

第12条 第5条の登録又は前条の登録を受けようとする付与対象団体及び協力団体（以下「付与対象団体等」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（電子メール又はこれに類する方法を含む。）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体名及び団体の所在地
- (2) 設立（開業）年月日
- (3) 申請しようとする日現在の活動者（従業員）数
- (4) 連絡担当者氏名・連絡先（電話番号及びメールアドレス等）
- (5) 次に掲げる団体の別
 - ア 市民活動・ボランティア団体
 - イ 事業者
 - ウ 店舗

エ その他

- 2 前項の申請にあつては、付与対象団体は、第5条の各号の要件を確認できる書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を添付するものとする。
- 3 市長は第1項の申請があつた場合において、その内容を審査し、その登録を認めるときは、その旨を書面（電子メール又はこれに類する方法を含む。以下同じ。）により通知するものとする。
- 4 市長は前項により登録を決定した付与対象団体等のうち協力団体へは、証票（ステッカー）を交付するものとする。

（付与対象団体等の登録内容の変更）

第13条 付与対象団体等の登録を受けた者（以下「登録団体」という。）は、第12条第1項の規定により申請した内容に変更があつたときは、速やかに当該変更となる事項について、書面により届け出なければならない。

（付与対象団体等の登録の辞退、解除）

第14条 登録団体は、第12条の規定による登録を辞退するときは、辞退する日の30日前までに辞退の意思及び当該辞退する日を書面により届け出なければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の登録を解除できるものとする。
 - (1) 登録団体から、前項の規定による辞退の届出があつたとき。
 - (2) 社会情勢の変化、法令の改廃等のやむを得ない事情変更により熊谷市コミュニティポイント事業を終了するとき。
 - (3) その他市長が登録を解除することが適当と認めるとき。

（付与対象団体等の登録取消）

第15条 市長は、登録団体が本要綱又は別に定める規約等に違反し

たときは、第12条の規定による登録を取り消すことができる。

(登録団体の協力)

第16条 市長は、熊谷市コミュニティポイント事業に関する事例発表のため、登録団体に対し、必要に応じて資料の提供及び発表会への参加等の協力を求めることができる。

(事業の委託)

第17条 市長は、熊谷市コミュニティポイント事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認める事業者に委託することができる。

(禁止事項)

第18条 何人もクマポを偽造し、不正に利用し、又は転売してはならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による協力団体の登録に係る手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。